

第9-12表 社会保険料率の労使負担割合（2010年）

Table 9-12: Employer-employee social insurance contribution rates, 2010

国		年金		医療	介護	雇用	その他	計
Country		Pension		Medical care	Nursing care	Employment	Others	Total
日本	JPN	16.058 ¹⁾		8.15 ²⁾ ～8.26	1.19	1.55 ³⁾	なし	
	労 / employee	労使折半				0.95		4)
	使 / employer					0.60		
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾		2.9 ⁶⁾		2.24 ⁷⁾		
	労 / employee	労使折半						7.65
	使 / employer					2.24 ⁷⁾		9.89
イギリス	GBR	23.8		税負担の ため なし		国民保険 制度に統 合	なし	
	労 / employee	11.0 ⁸⁾						11.0
	使 / employer	12.8						12.8
ドイツ	DEU	19.9		14.9 ⁹⁾	1.95	2.8 ¹⁰⁾		
	労 / employee	労使折半				労使折半		20.325
	使 / employer							19.425
フランス (民間部門の場合)	FRA	老齢保険					家族 手当 ¹⁴⁾	住宅支 援基金 への 抛出
		16.65		13.85		6.40		
	労 / employee	6.65 ¹¹⁾	0.1 ¹²⁾	0.75 ¹²⁾		2.40 ¹³⁾		9.90
使 / employer	8.3 ¹¹⁾	1.6 ¹²⁾	13.1 ¹²⁾		4.00 ¹³⁾	5.4	0.1	32.50

資料出所 日本:厚生労働省及び日本年金機構ホームページ

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ホームページ

イギリス:歳入関税庁ホームページ

ドイツ:連邦労働社会省ホームページ

フランス:社会保障家族手当保険料徴収連合(URSSAF)ホームページ(2010年1月現在)

- (注) 1) 厚生年金の一般被保険者の保険料率。
 2) 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)の保険料率。医療保険料率は2009年9月分
 から都道府県ごとに異なる。
 3) 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」(p.150)の財源
 の項を参照。
 4) 医療保険料率が8.15の場合は労:13.649, 使:13.299, 8.26の場合は労:13.704, 使:
 13.354となる。
 5) 2011年は労:4.2, 使:6.2, 自営業者:10.4。
 6) メディケアパートAを指す。
 7) 州別失業保険税を含む平均値(2008年のデータによる)。
 8) 週110～844ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては、1.0%の保険
 料がかかる。
 9) 医療保険料率は、2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが、特別措置として、2009
 年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり、労:8.2%、
 使:7.3%の振り分けとなる予定。
 10) 雇用保険料率は、時限措置により2.8%(2009年1月から2010年12月まで)だが、2011年1
 月から3.0%となる予定。
 11) 34,620ユーロ/年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは
 本人負担。
 12) 対全給与。
 13) 138,480ユーロ/年までの給与に対する割合。
 14) フランスの家族手当には、児童手当のみならず出産手当、育児休業手当に相当するよ
 うなものまで含んでいるため、その他に計上。